

公務員のための個人型確定拠出年金 ～公務員の老後も「自助努力」の時代に～

平成28年8月24日

大和総研 金融調査部
研究員 是枝 俊悟

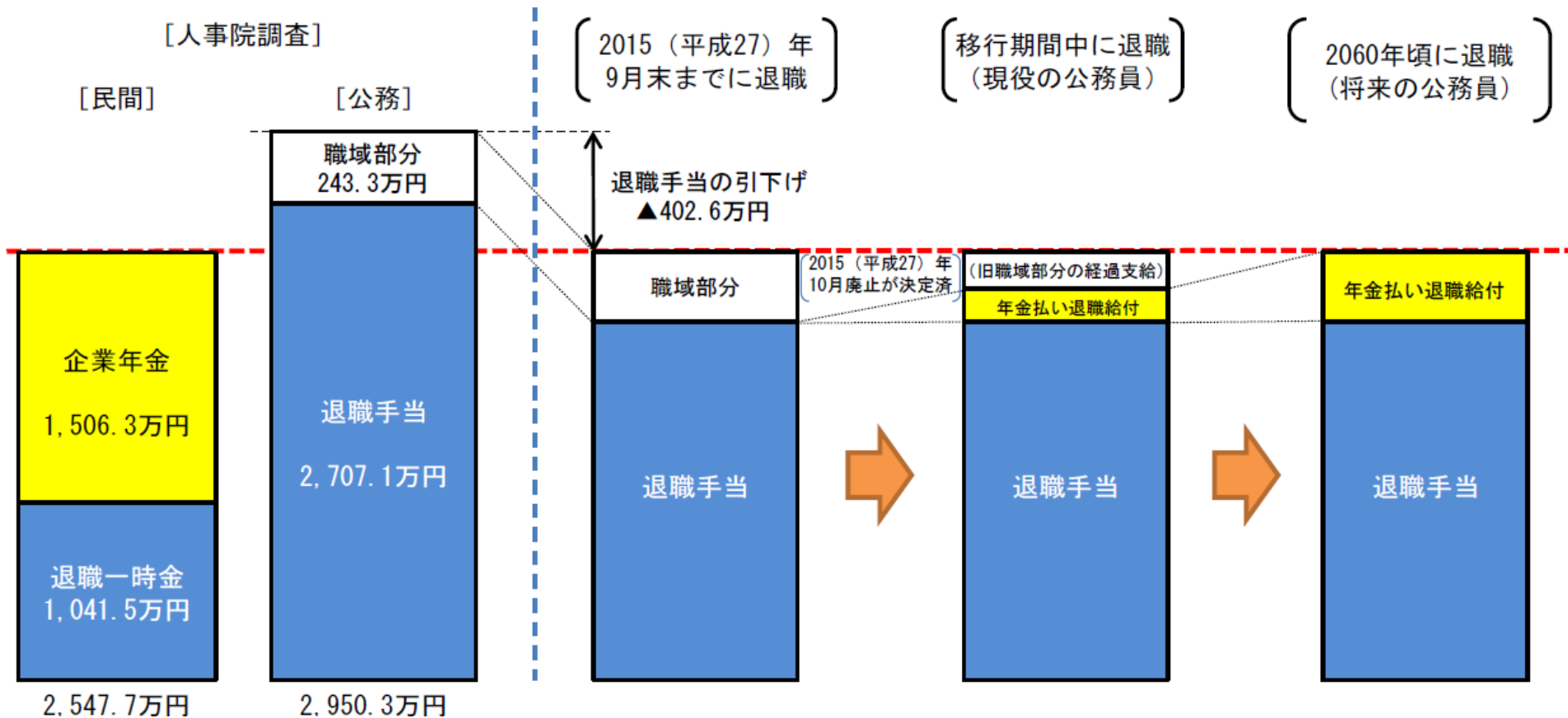
本日の構成

1. **公務員の老後にまつわる制度改正**
2. **個人型確定拠出年金（DC）のしくみ**
3. **個人型DCの税制メリットとは？**
4. **老後資産を形成するならどの制度？
他の制度・商品も併せて検討する**
5. **まだまだ「老後」のイメージがつかない方へ**

1. 公務員の老後にまつわる制度改革

退職金・年金制度の改正

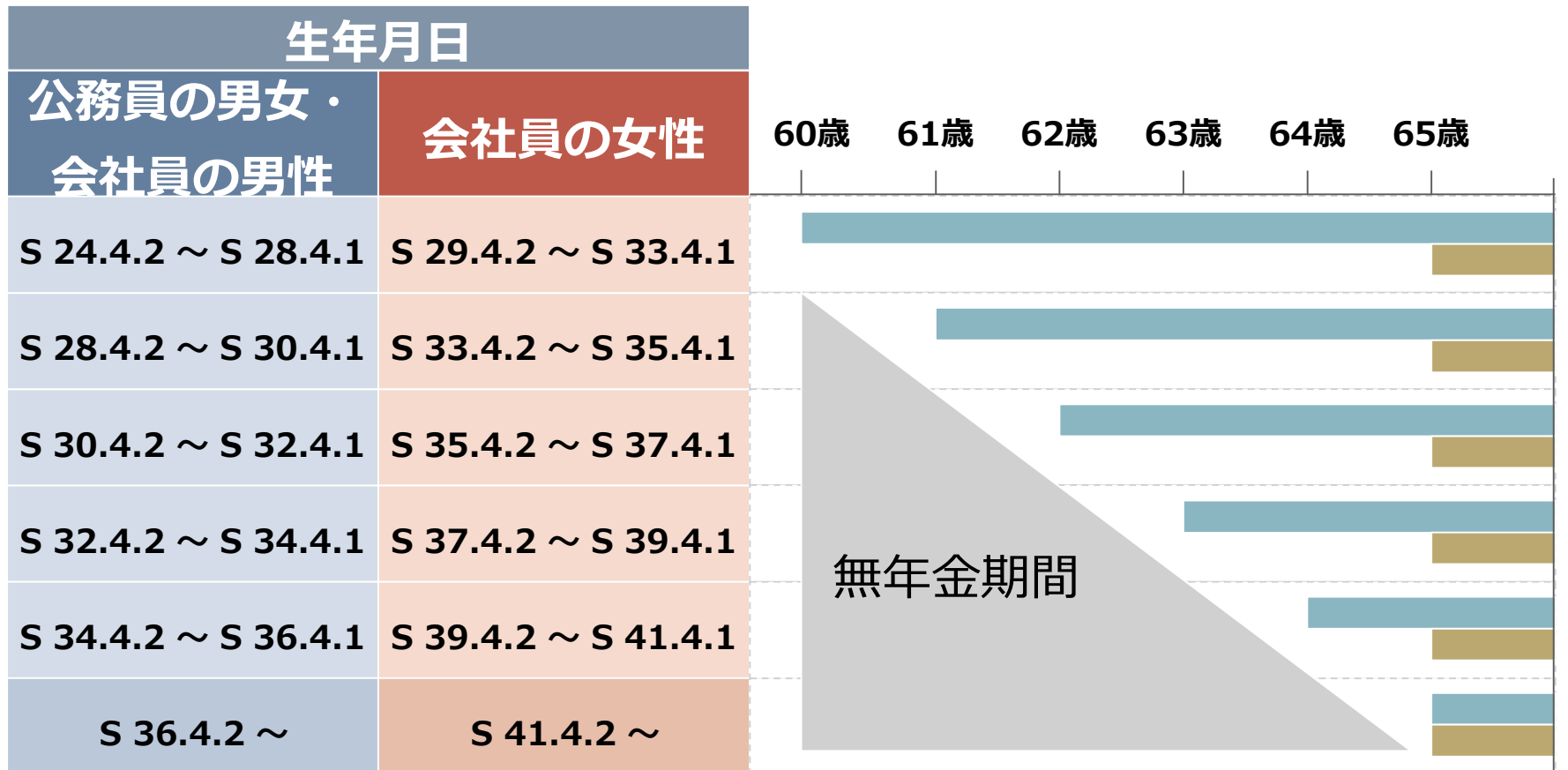
- 平成24年、国家公務員の退職金の引下げ・共済年金と厚生年金の統合が決定
- 地方公務員の退職金も、国にならい、順次引き下げ実施中



(出所) 総務省「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案概要」

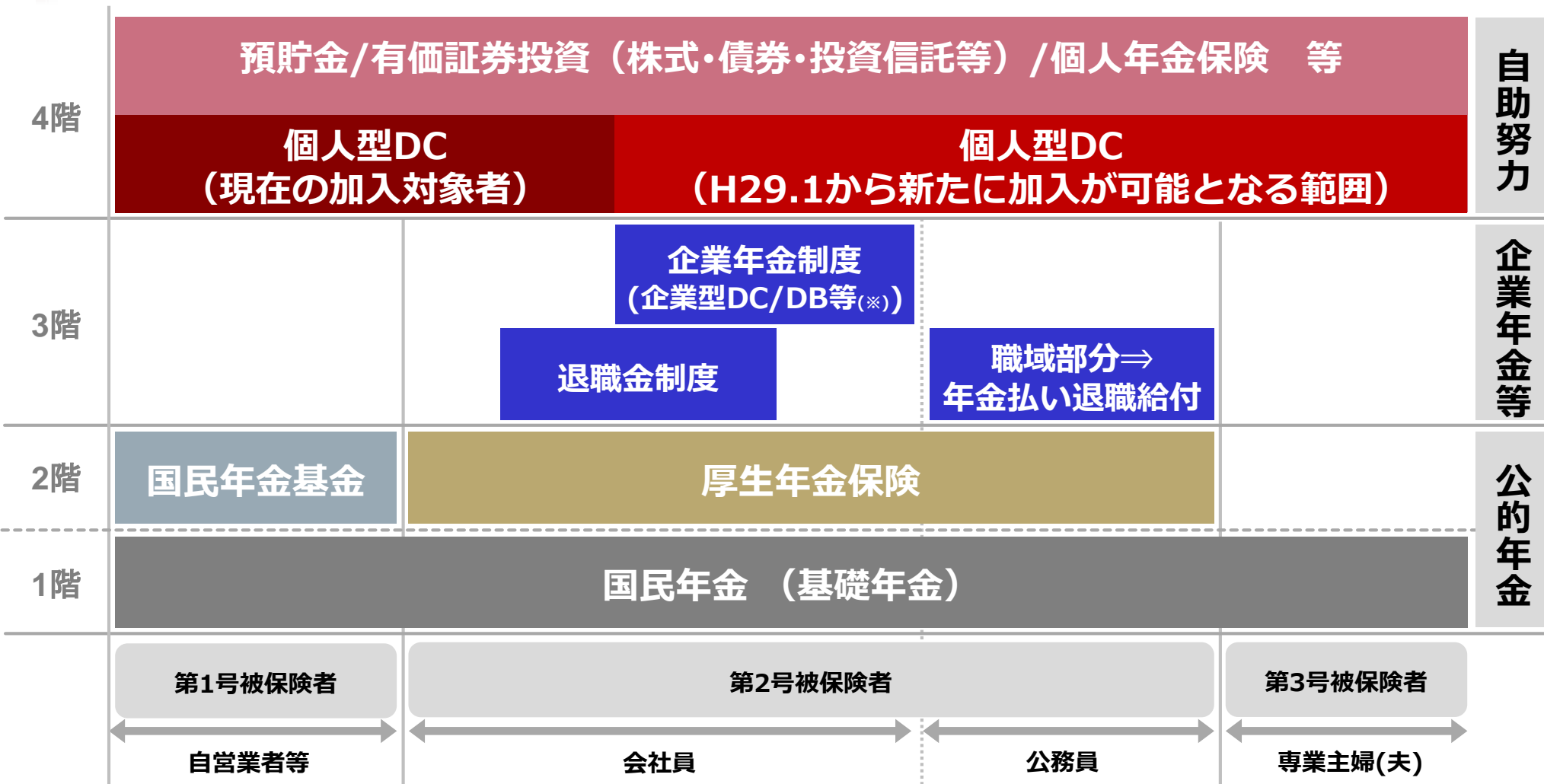
公的年金の支給開始年齢

- 公務員の女性は、男性と同じスケジュールで支給開始年齢が引き上げ（会社員[旧来の厚生年金]の女性は、男性より遅れて引き上げ）



■ 厚生年金・旧共済年金（報酬比例部分） ■ 国民年金

日本の年金制度



(※) DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金

公務員の老後にまつわる制度改革

公務員の老後について厳しい改正が相次ぐ

- **退職金の引き下げ**（国家公務員で平均402万円減）
- **共済年金が厚生年金に統合**（「職域部分」は年金払い退職給付に改組）
- **公的年金の支給開始年齢は**（民間より早いペースで）**引き上げ**

他方で、自助努力の資産形成を応援する制度改革が行われる

- **公務員の個人型DCへの加入が平成29年1月から解禁**
- **NISAは20歳以上なら誰でも（もちろん、公務員でも）利用可能**
（平成26年制度導入、平成28年に限度額拡大）

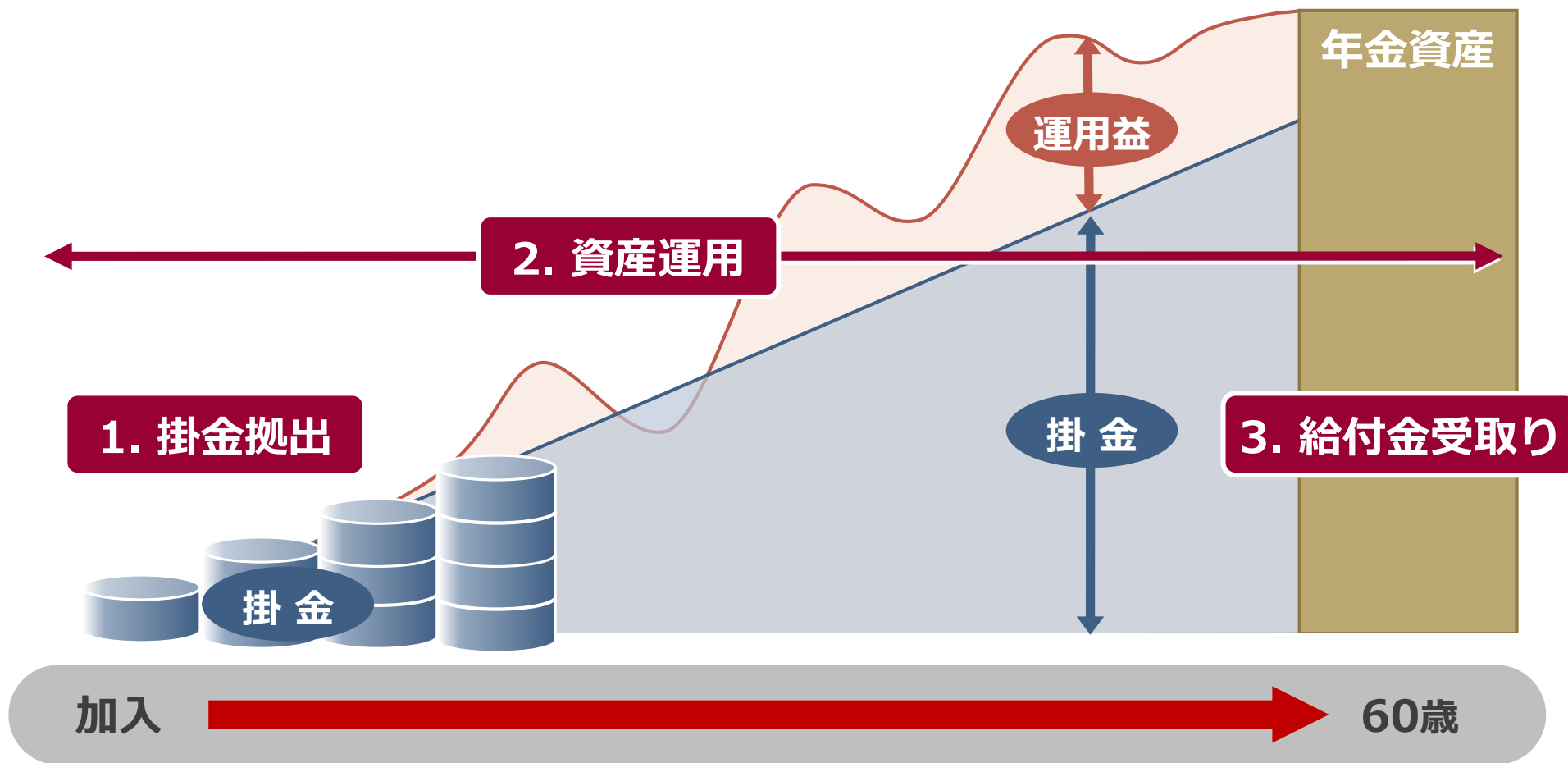
→ これからは、公務員の老後も「自助努力」の時代に

2. 個人型確定拠出年金（DC）のしくみ

厚生年金と個人型DCの違い

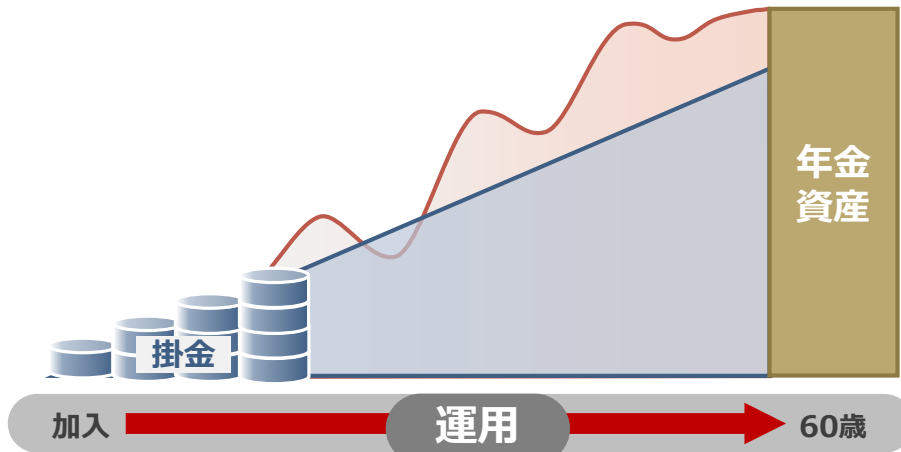
	厚生年金 (H27.10に共済年金と統合)	個人型DC (公務員の場合、H29.1～)
加入義務	公務員や会社員は原則 強制加入	加入するか否かは 個人の自由
財政方式	現役世代の保険料を 高齢者への給付とする 「賦課方式」が基本	自分が積み立てた掛金を 自分で受け取る 「積立方式」
資産運用	GPIFや共済組合等 が 積立金の運用を行う	加入者個人が 運用方法を 自分で決定
保険料・ 掛金の水準	給与・賞与の一定率 (国共済・地共済は H28.8現在17.278%で労使折半)	月5,000円から12,000円の 範囲で 自分で決定
高齢期の 給付	原則65歳以後に 年金 として給付可能	原則60歳以後に、 年金または一時金 として給付
税制 (保険料・掛金)	全額所得控除	全額所得控除
(運用中の運用益)	非課税	非課税
(老後の年金受取)	雑所得 (公的年金等控除あり)	雑所得 (公的年金等控除あり)
(老後の一時金受取)	(一時金での受取は不可)	退職所得 (退職所得控除あり)

個人型DCのしくみ



(注) 給付金受取時に損失が発生している場合、受取額が掛金合計額より少なくなる可能性があります。

年金資産の受取り



老齢
給付金

受取方法

- 1 年金
- 2 一時金
- 3 一時金+年金

万一のとき

以下の場合、60歳前でもその時点で受取り

高度障害

年金

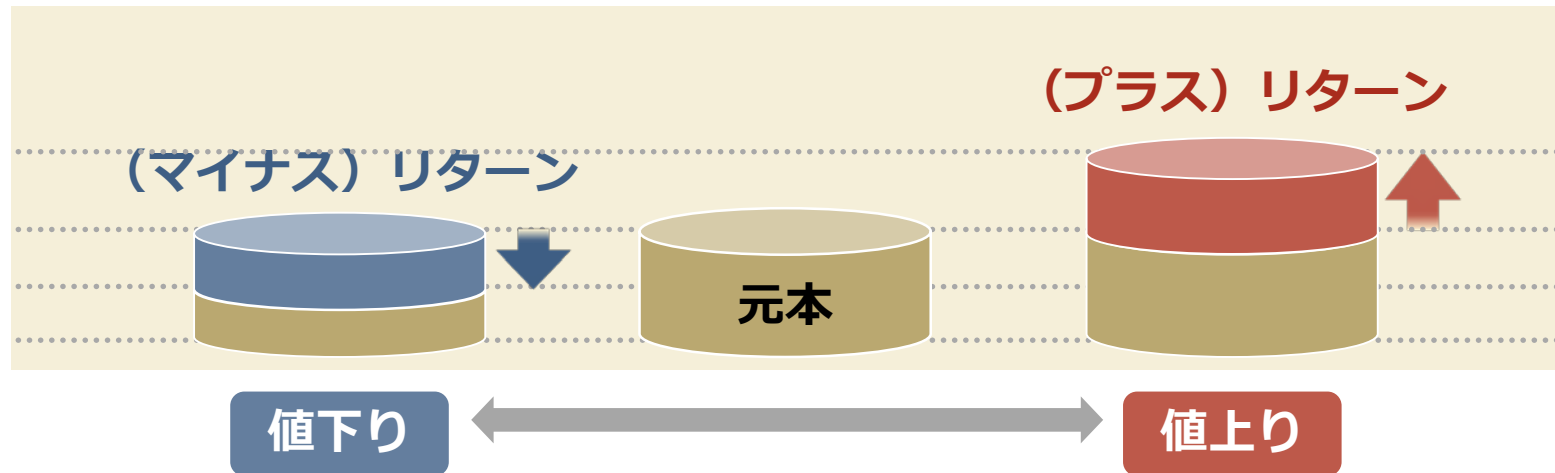
または一時金

死亡

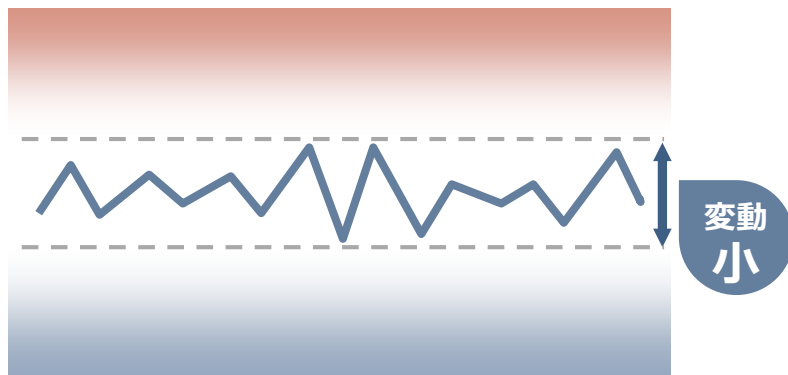
一時金

(遺族の方に)

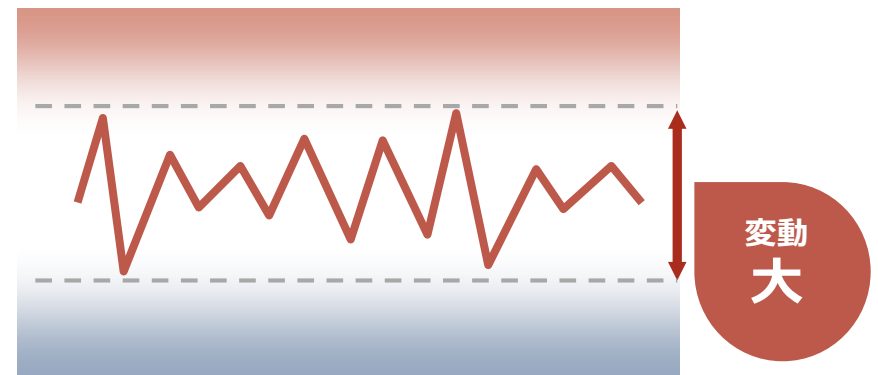
資産運用の基礎知識～リターンとリスク



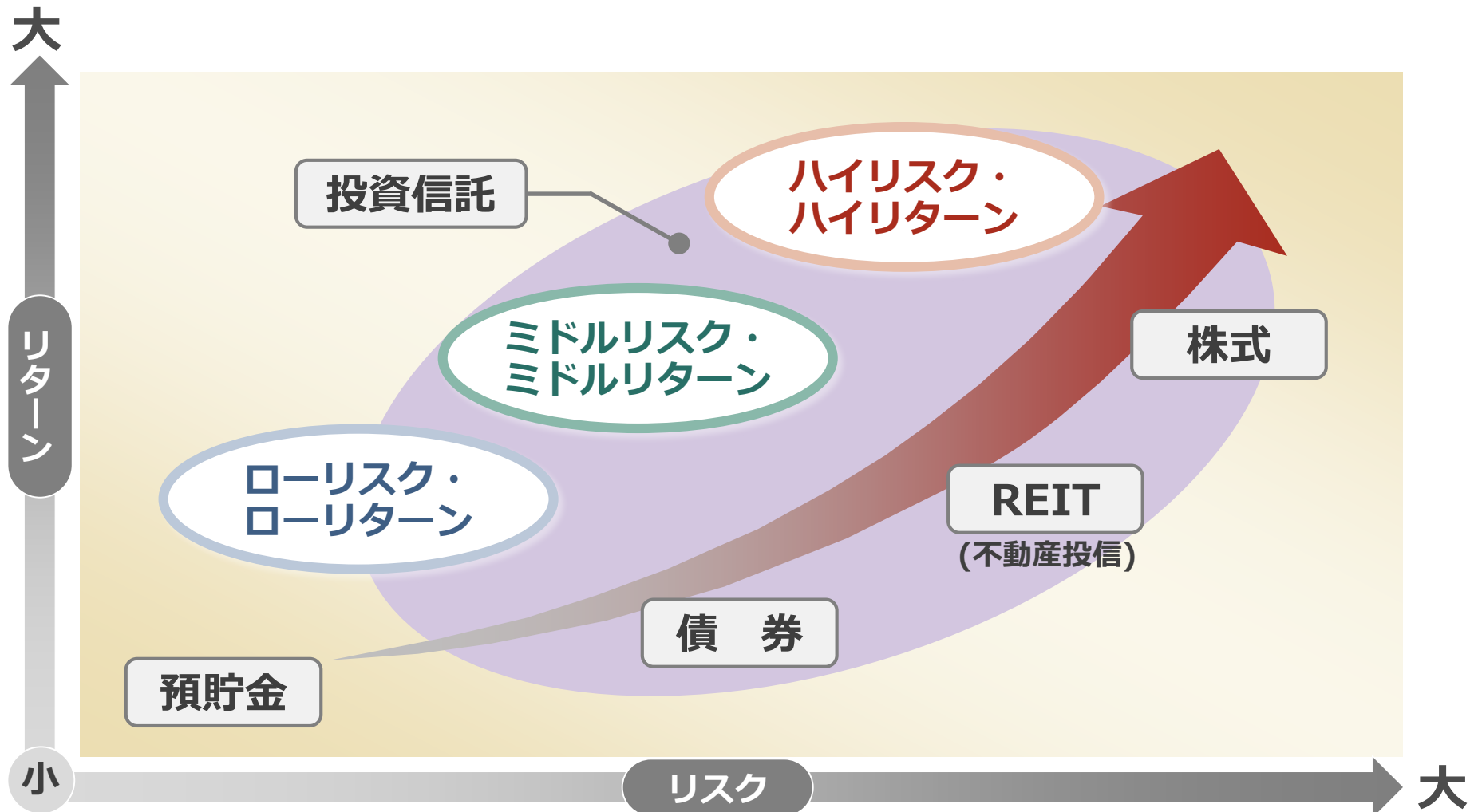
変動幅が小さい = リスク小



変動幅が大きい = リスク大



資産運用の基礎知識～リターンとリスクの関係



3. 個人型DCの税制メリットとは？

個人型DCを利用すると…

大前提として・・・

$$\text{所得税額} = \text{所得} \times \text{税率}$$

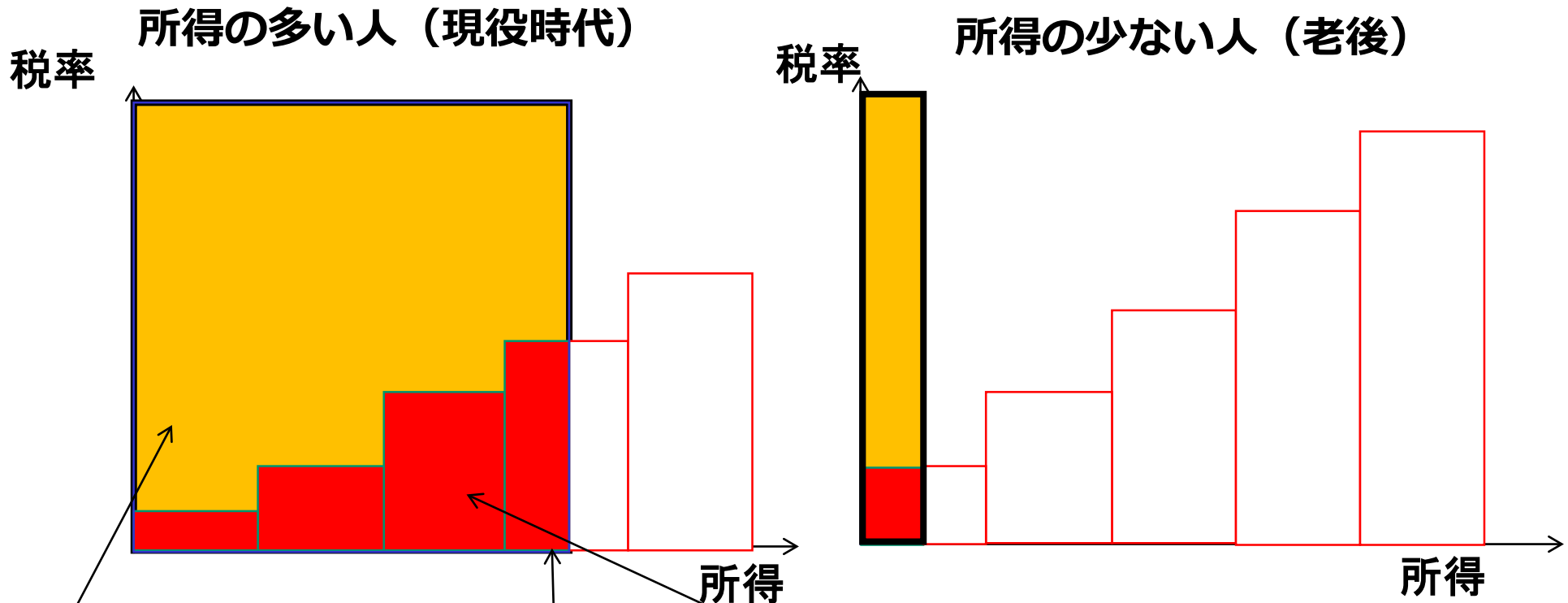
(正確には、課税所得)

確定拠出年金を利用すると・・・

- ① 「未来の自分にお金を渡す」ことで税率が下がることが多い
 - ② 給付時に所得の一部は控除される場合がある
 - ③ 運用時非課税で、資産を効果的に増やすことができる
- の3点の税制メリットを受けられる

そもそも、所得税ってどんな税？

<所得税の負担のイメージ図>



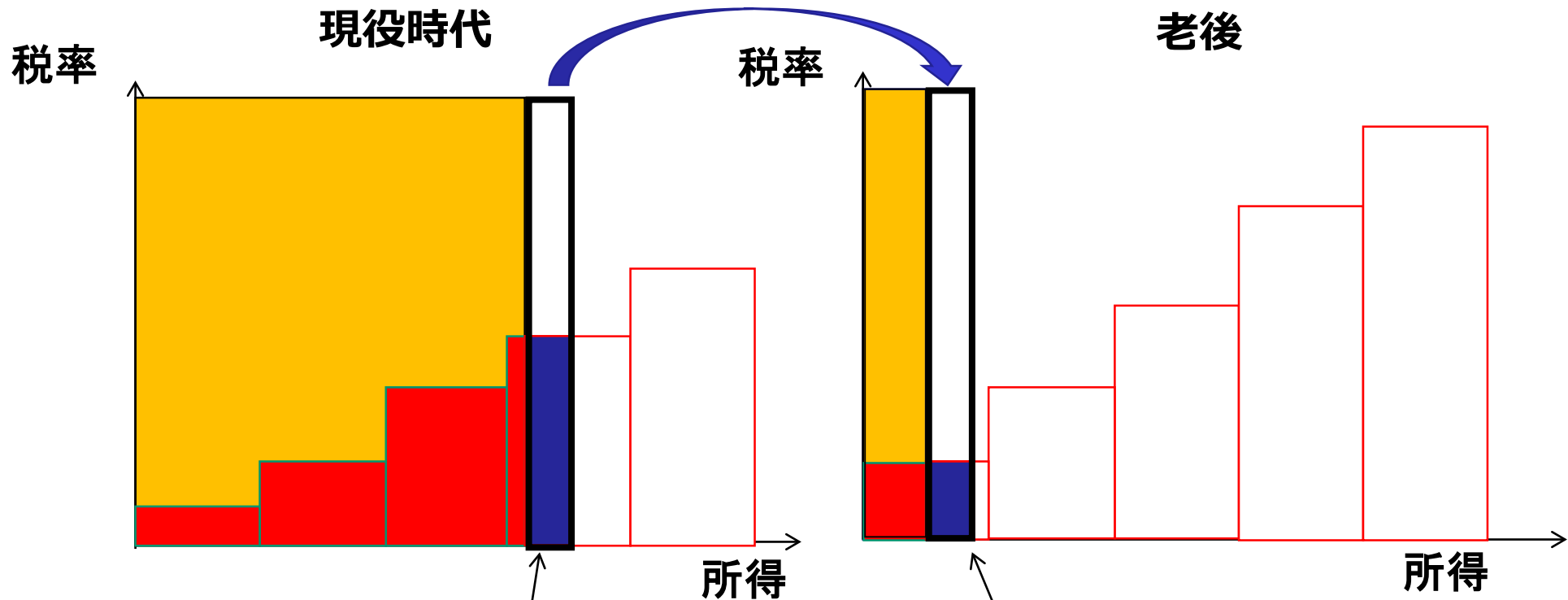
黄色部分 =
可処分所得（手取り）

黒枠内：
所得

赤色部分 =
税額

個人型DCを利用すると…

<所得税の負担のイメージ図>



ほとんどの人にとっては、

現役時代に軽減される税額

> 老後の年金（一時金）給付に課される税額

となる制度設計

掛金拠出における所得控除

所得控除による税制メリット（年額）

課税所得	税率※ (所得税・ 住民税)	掛金を月1.2万円 (年14.4万円)とした 場合の税負担軽減額
195万円以下	15%	21,600円
195万円超～330万円以下	20%	28,800円
330万円超～695万円以下	30%	43,200円

※所得税額に2.1%の復興特別所得税が加算されますが、上記の計算ではそれを考慮していません。

年収別の適用税率のめやす

世帯構成 (税制上の扶養親族)	扶養親族なし	配偶者のみ	配偶者と 16～18歳の子1人	配偶者と 19～22歳の子1人
税率15%が適用される年収	～400万円	～450万円	～500万円	～550万円
税率20%が適用される年収	450万円～ 600万円	500万円 ～650万円	550万円 ～750万円	600万円 ～750万円
税率30%以上が適用される年収	650万円～	700万円～	800万円～	800万円～

※15歳以下の子は税制上の扶養親族とはなりません。

一定の所得控除を前提とした大和総研試算で、あくまで「めやす」を示したものです。

老齡給付金の給付時の税制

一時金として受け取る場合

退職所得として課税。退職金と合わせて、退職所得控除を適用後、1/2が課税対象。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（ただし下限80万円）
20年超	800万円 + 70万円×（勤続年数 - 20年）

年金として受け取る場合

雑所得として課税。他の公的年金と合わせて、公的年金等控除を適用。

公的年金等の額	控除額（65歳未満）	控除額（65歳以上）
130万円以下	70万円	120万円
130万円超330万円以下	収入金額×25% + 37.5万円	
330万円超410万円以下	収入金額×25% + 37.5万円	
410万円超770万円以下	収入金額×15% + 78.5万円	
770万円超	収入金額×5% + 155.5万円	

4. 老後資産を形成するならどの制度？ 他の制度・商品も併せて検討する

資産形成に活用できる税制優遇のある主な制度・商品

	個人型DC	NISA	個人年金保険	財形年金貯蓄
税制優遇				
拠出時	全額所得控除	—	一部所得控除	—
運用時	非課税	非課税(5年間)	—	非課税
受取時	受取時は課税	—	受取時は運用益 部分に課税	—
条件				
加入資格	H29.1から 公務員も可能に	20歳以上なら 誰でも	—	契約締結時55歳 未満(勤め先の導 入が条件)
限度額(年額)	公務員の場合 14.4万円	120万円 (5年間で600万円)	—	元本550万円まで
途中引出し	原則60歳まで不可	いつでも可	可(解約返戻金 の条件が不利に なる場合あり)	年金目的に限る (要件違反は5年 遡及課税)
商品の売買	自由	可能だが、再購入扱 いとなり非課税枠を 消費	—	事実上不可
運用商品	投資信託、保険商品、 預貯金など	上場株式、投資信託、 ETF、上場REITなど	保険商品の中か ら選択	預貯金、投資信託、 生命保険など

制度選択の観点①60歳までの払い出し制限

- 個人型DCで積み立てると「60歳まで引き出せなくなる」ことをどう考えるか

(A) 「引き出し制限」をメリットに感じる

手元にお金があるといつ使いすぎてしまうため、豊かな老後を送るために引き出せないようにしておきたい
→個人型DCへの積み立てに向いている

(B) 「引き出し制限」をデメリットに感じる

いざというときでも一度個人型DCに積み立てたお金は引き出せない
住宅購入や、子どもの大学進学等のときには引き出せるようにしておきたい
→手元に必要な金額を残しつつ運用を行うことを検討すべき

制度選択の観点②リスク選好

- 価格変動（元本割れ）のリスクはあっても
中長期的にはある程度の運用利回りが期待できる投資を行いたいのか？

(A) リスクをとって利回りを求めたい

- NISAを使って上場株式や投資信託に投資するのもよい
個人型DCでも投資信託に投資できる

(B) 元本割れは絶対に嫌だと思う

- NISAでは元本確保の資産運用はできない
個人型DCには、元本確保型の運用商品あり
元本確保型の資産運用の手段としては、他に、財形年金貯蓄や個人年金保険
(年金額が確定されているタイプ) などもあり

制度選択の観点③積み立てできる金額

- 月1.2万円（年14.4万円）を超える積み立ては可能か？
現時点で持っている預貯金を投資に振り向けたいか？

(A)積み立てできる金額は月1.2万円（年14.4万円）の範囲内

→拠出時所得控除のある個人型DCを利用するとよいか

**(B)月1.2万円（年14.4万円）を超えて積み立てが可能
または**

(C)現時点で持っている預貯金を投資に振り向けたい

→個人型DCに限度額いっぱい（月1.2万円（年14.4万円））を拠出し、
なお積み立てできる金額については、NISA（限度額年120万円）で投資。
さらに投資が可能な場合、（配偶者に資金を贈与し）配偶者のNISA口座
を活用する手も。

ちなみに、NISAでの投資は平成29年1月を待たずに今からでも可能。

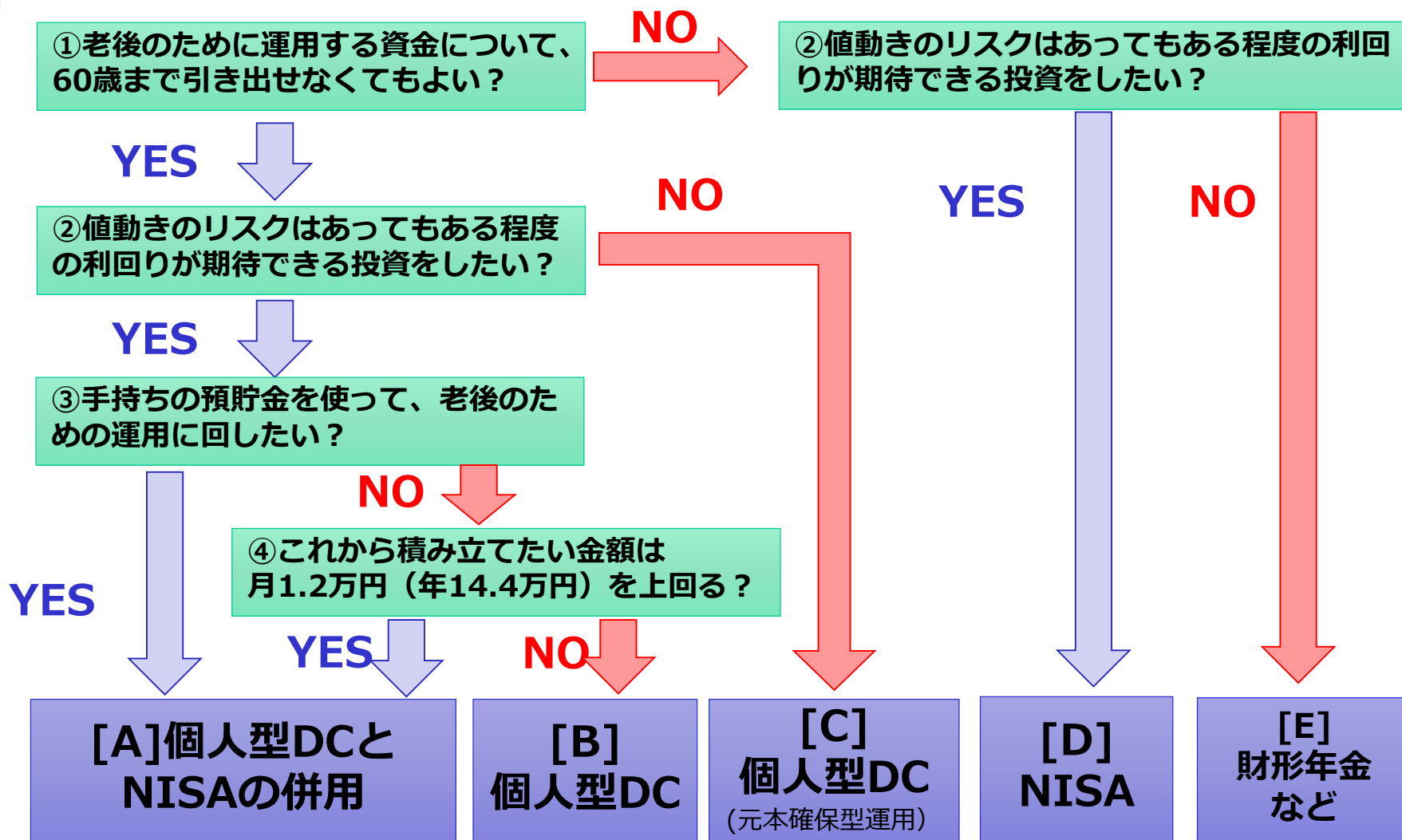
公務員の配偶者も個人型DCに入るべき？

- 平成29年1月から、公務員と合わせて「専業主婦（夫）[正確には国民年金第3号被保険者]」も、個人型DCに加入可能に！ 公務員の世帯は本人だけでなく、配偶者も合わせて個人型DCに入った方がよい？

重要な注意点

- ・ 個人型DCの掛金所得控除を受けられるのは、掛金を拠出した**本人だけ！**
実質的な掛金の負担者が配偶者でも、**配偶者が所得控除を受けることは不可！**
- ・ 専業主婦（夫）の場合、そもそも収入がなく所得税額・住民税額もゼロ。
つまり、掛金の**所得控除のメリットを受けられない点に注意！**
→運用益が非課税になる制度としては「払い出し制限」のないNISAもあるため個人型DCに加入を検討する場合、NISAも合わせて検討するとよい。
- ・ 配偶者の**年収が103万円超で所得税が課税される場合は、**
配偶者も個人型DCの掛金所得控除のメリットを受けられる。

老後のための資産を形成するなら？（公務員本人の場合）



老後のための資産を形成するなら？（公務員の配偶者の場合）

前ページの結果 (公務員本人へのおすすめ)	配偶者が会社員・公務員（厚生年金被保険者）または 年収103万円超のパート等の場合	配偶者が専業主婦（夫） または年収103万円以下のパート 等の場合
<p>[A]個人型DCとNISAの併用</p>	<p>配偶者も個人型DCを利用できる場合、<u>配偶者も併せて個人型DCに加入し、夫婦合計の個人型DCの拠出額を上回る部分について夫婦2人のNISA口座を使って運用</u>するとよい</p>	<p>配偶者分については個人型DCの拠出時税制メリットはほぼないので、<u>「60歳まで引き出せない」ことをメリットに感じるか否か</u>で個人型DCかNISAかを選択するとよい</p>
<p>[C]個人型DC (元本確保型運用)</p>	<p>配偶者も個人型DCを利用できる場合、<u>配偶者も併せて個人型DCに加入</u>するとよい</p>	<p>元本確保型運用を行う場合、現時点では運用利回りは低い水準となるため、配偶者分については、<u>運用時も含めて個人型DCの税制メリットがほとんどない</u>。「60歳まで引き出せない」ことに強いメリットを感じる人に限り、個人型DCの利用がおすすめか</p>
<p>[D]NISA</p>	<p>投資できる金額が年120万円（5年累計で600万円）を上回る場合、<u>配偶者も併せてNISA口座を開設し、夫婦合計で年240万円（5年累計で1,200万円）の非課税枠を活用</u>するとよい</p>	

※ 前ページの「公務員本人へのおすすめ」がBまたはEの場合は、公務員の配偶者について個人型DCやNISAの利用は向いていないものと考えられます。

5. まだまだ「老後」のイメージがつかない方へ

いつからDC積立を始める？

- 早く始めるほど、拠出可能額が大きい。
- 運用による複利効果も積立開始が早いほど大きい。
→制度上は、早く始めるほど有利

公務員の個人型DC拠出可能額・残高の試算

積立開始 年齢	拠出 可能期間	拠出 可能額	最大拠出時の60歳時点の残高			
			利回り年率0%	1%	3%	5%
25歳	35年	504万円	504万円	603万円	890万円	1,363万円
30歳	30年	432万円	432万円	504万円	699万円	999万円
35歳	25年	360万円	360万円	409万円	535万円	715万円
40歳	20年	288万円	288万円	319万円	394万円	493万円
45歳	15年	216万円	216万円	233万円	272万円	321万円
50歳	10年	144万円	144万円	151万円	168万円	186万円

※口座管理料を考慮していない金額です。大和総研試算。

まだまだ「老後」のイメージがつかない方へ

「払い出し制限」の厳しい個人型DCへの積み立て以外にも、
積み立て投資（貯蓄）の選択肢があります。

➤ **貯蓄の習慣がなく貯金がほとんどない**

まずは、財形貯蓄やNISAを利用して、定期的な積み立ての習慣を作ってみては
(いざというときの備えができるようになります)

➤ **住宅取得のために頭金を貯めたい**

住宅財形を利用してよいですし、住宅取得まである程度時間がある場合は、
その期間にNISAを用いて運用することも選択肢になります

➤ **子どもの大学進学のための教育費を準備していきたい**

進学の時期まで時間がある場合、学資保険などの保険を活用するほか、
将来の学費上昇に備えて、NISAやジュニアNISAを利用して運用する
ことも選択肢になります

最後に一もっとお金について学習したい方に

大和証券・大和総研のウェブコンテンツをぜひご活用ください

- ・ 個人型DCについてもっと詳しく知りたい
- 大和証券・個人型DC・Web動画



<http://www.daiwatv.jp/contents/epre/product/service/20640-001/>

- ・ 税制優遇のある商品・制度についてもっと詳しく知りたい
- 大和総研・なるほど金融「徹底活用！投資優遇税制」



<http://www.dir.co.jp/research/report/finance/tax-breaks/>

- ・ 子育て世帯のお金についてもっと詳しく知りたい
- 大和証券・子育てとお金の情報サイト「SODATTE」

<http://www.daiwa.jp/sodatte/>



確定拠出年金（DC）の資料請求・お問い合わせは

ダイワ年金クラブWeb

<http://dc.daiwa.jp>

ダイワ年金クラブ・コールセンター

フリーダイヤル サン キュウろうごは よん まる いち

 **0 1 2 0 (3 9 6) 4 0 1**

平 日 9 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
土曜・日曜 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
※ 祝日を除きます

(ご注意)

公務員の方向けの個人型DC加入申込書類につきましては、現在準備を進めているところです。準備が整いましたら、上記ダイワ年金クラブWebにてお知らせいたします。

ご注意

1. 本資料は作成日時点における確定拠出年金法および関連する法令諸規則等に基づいて作成しておりますが、今後法改正の動向等により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。
2. 内容に関する一切の権利は大和証券にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

作成日：2016年8月